

令和7年狛江市教育委員会第8回定例会会議録

日 時 令和7年8月5日(火) 15:00～15:30

場 所 防災センター4階会議室

出席委員 教育長 柏原 聖子

委 員 斉藤 茂好・佐伯 英徳・小川 敦子・森 昌子

事務局 (議案説明者)

教育部長 波瀬 公一

教育政策監 鈴庄 美苗

教育部理事(兼)指導室長 松倉 淳之介 教育部調整担当理事 上田 智弘

学校教育課長 浅井 信治

公民館長 瀧川 直樹

図書館長 加藤 達朗

学校教育課補佐 森 且憲

傍 聴 な し

1 付議案件

- (1) 議案第42号
第4期狛江市教育振興基本計画(狛江市教育大綱)実行プラン(案)について
- (2) 議案第43号
魅力ある学校づくりの推進に関する論点整理の策定に向けて(案)について
- (3) 議案第44号
狛江市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱の一部を改正する要綱
- (4) 議案第45号
令和8年度狛江市立学校使用特別支援学級用図書採択について

2 報告案件

—議会報告—

な し

—行政報告—

な し

—事務報告—

- (1) 給特法等の一部を改正する法律について
- (2) 狛江市立中央図書館臨時窓口の臨時休館について

教育長 ただいまから、令和7年狛江市教育委員会第8回定例会を開会します。会議の開会に先立ち、会議録の署名委員の指名を行います。会議録の署名委員は、「狛江市教育委員会会議規則第29条」の規定により、「斉藤委員」を指名します。

それでは、議事日程に従って、議事を進めます。付議案件(1)議案第42号「第4期狛江市教育振興基本計画(狛江市教育大綱)実行プラン(案)について」、審

議します。本件は、第4期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）に掲げた施策を着実に推進していくために策定する第4期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）実行プラン（案）について、承認を求めるものです。詳細は、学校教育課長より説明します。

学校教育課長 本実行プランは、従来の教育振興基本計画実施計画をよりわかりやすく整理するとともに、令和8年度から実施する教育委員会の自己点検及び評価に活用できるように見直しを図ったものです。

まず、2ページの「1. 計画の目的」について、本計画は、教育振興基本計画の施策を着実に推進していくため、各施策について取り組む内容とその手順を明らかにするものです。

次に、「2. 計画期間」について、教育振興基本計画の計画期間は、令和7年度から11年度までの5か年となりますが、本実行プランの計画期間は、令和7年度から9年度までとして3か年の取組内容を明示します。年次計画については年度ごとに見直しローリングしつつ、教育振興基本計画の計画期間まで延長します。

「3. 計画の見方」について、施策展開の方向性ごとに取組全体を示す事業名を明記し、上段には施策展開していくための具体的内容と令和11年度末の計画期間終了時点における到達目標を記載しています。中段には前年度の取組結果・成果、評価、今後の課題等を令和8年度から記載することとし、教育委員会事業の自己点検・評価として活用します。下段には具体的な取組内容と令和7年度から9年度までの各年度で取り組む内容を示すとともに、関連する予算事業、関連する市・教育委員会の計画等を記載しています。

次の3、4ページは、施策体系の一覧となります。施策展開の方向性を担当課ごとに整理しています。個別の内容については、5ページ以降のとおりとなります。

最後に、58ページには「持続可能な社会」の実現に向けた取組として個別施策をSDGsの17の目標に紐づけるとともに、60ページからは参考資料として教育要覧に代えて教育行政に関連する各種統計データをまとめています。

なお、第4期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）は、狛江市の教育等における総合的な施策大綱と位置付けていることから、教育委員会で審議いただいた後、総合教育会議へ付議し、協議します。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。

斉藤委員 「関連する予算事業」を示されているように施策推進のために予算を踏まえ、かなり現実的で具体的なプランを各所管で検討されたことと思います。また、教育振興基本計画策定時から更に進んだ教育課題に対応した取組内容となっており、大変期待できる実効性のあるプランを作ってください、ありがとうございます。今後はこのプランに沿って施策を推進していただき、狛江の教育の充実を図っていただければと思います。

小川委員

今後、継続的な教育振興基本計画の実行プランを策定し、速やかに進めていただきたいと思います。参考資料「小学校別児童数の推移」と「特別支援教室児童・生徒数の推移」に注目しました。令和3年度から令和7年度まで、小学校の児童数、特別支援教室の児童・生徒数ともに、かなりの割合で増加しています。今後の実行プランを検討する際、これらの状況を踏まえた対策を盛り込む必要があり、市内全体の学校規模と配置計画とも関係するので、教育委員会としても力を入れていかなければならないと実感しました。

また、公民館はいつも予約が一杯という印象がありましたが、資料には公民館の利用率は60%から80%と記載があり、思ったよりは一杯ではなく、もっと利用していただけるように工夫する余地はあると感じました。

そして、公民館事業については、多様な工夫によって幅広い事業を展開していただいていることが良くわかりました。その中でも日本語教室は、令和6年度では37回の実施で1,443名の方が参加しました。今後も日本語教室の需要は増えて、更なる対応が必要となってくることも想定し、実行プランの中で力を入れていただければと思います。

教育長

他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（1）議案第42号「第4期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）実行プラン（案）について」、賛成の方の挙手を求めます。

〈賛成者：挙手〉

教育長

挙手全員と認めます。よって、付議案件（1）議案第42号は「可決」されたので、承認します。

次に、付議案件（2）議案第43号「魅力ある学校づくりの推進に関する論点整理の策定に向けて（案）について」、審議します。本件は、魅力ある学校づくりの推進に関する論点整理の策定に向けたスケジュール等の案について、承認を求めるものです。詳細は、教育政策監より説明します。

教育政策監

本件に関する検討を行う旨については、4月及び6月に開催した教育委員会定例会において報告したとおりです。その後検討を進め、未来を担う狛江の子どもたちにとって「～したい」が見つかる学校を整備できるよう、多面的な検討を行うことを目指し、附属機関に準ずる機関として「狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会」を本年8月末に設置することを予定しています。

本件は、コミュニティ・スクールにおける4つの中学校区のゾーンでの協議結果を基盤とした検討を行うため、協議会の構成員は各ゾーンから代表となる校長4名、主幹教諭4名、PTAや地域等の関係者4名の12名で構成することを予定しています。

協議内容について、今年度は、各学校の教育データ等も確認しながら、未来にも引き継ぎたい学校、コミュニティ・スクールのゾーンの強みや、現在取り組む

中で不足・追加が必要な資源・環境について協議を行うことを予定しています。同時に、教育委員の皆様と都内近郊の教育委員会に2、3程度視察を行うほか、外部有識者へのヒアリングを2回程度行い、狛江市外の教育潮流も確認し、狛江市の今後の教育に反映すべき点について検討を進めたいと思います。

来年度は、魅力ある学校づくりの推進に関する論点整理（案）の骨子作成に着手し、様々な方策のメリット・デメリットについて丁寧に検討を進めてまいりたいと考えています。

なお、令和9年度から10年度では、教育委員会の附属機関として、基本的な整備方針を策定する審議会を設置し、市の公共施設整備計画の改訂時期に間に合うよう、段取りをする予定です。また、令和11年度から12年度で基本的な整備方針に基づく具体的な整備計画を策定する予定をしています。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。

森委員 本件は狛江市の中長期的な教育環境の整備に関する重要な協議の場になると感じています。今後は、教育委員会の施設だけでなく、市の他の公共施設の状況を踏まえた検討も必要になると考えますが、市長部局との調整はどのように予定していますか。

教育政策監 令和12年度から市の次期公共施設整備計画が始まることとなります。このため、令和9年度以降は同計画策定との連携も必要になると考えています。このように、協議内容の重要性や市長部局との連携の必要性も踏まえ、総合教育会議において随時報告をすることを予定しています。また、本日の総合教育会議でも本件について協議いただく予定です。

森委員 どれも大切なことだと思いますが、共に意見を出し合って、市長部局にもバックアップをいただきながら策定に向けて進めていただければと思います。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（2）議案第43号「魅力ある学校づくりの推進に関する論点整理の策定に向けて（案）について」、賛成の方の挙手を求めます。

〈賛成者：挙手〉

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件（2）議案第43号は「可決」されたので、承認します。

次に、付議案件（3）議案第44号「狛江市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱の一部を改正する要綱」について、審議します。

本件は、教育委員会後援名義等の使用について、狛江市後援等の名義使用承認事務取扱要領の一部改正に合わせ、承認決定を受けた事業の内容を変更又は中止

する際の申請等について規定するほか、実績報告の提出について規定すること等に伴う所要の改正を行うものです。詳細は、学校教育課長より説明します。

学校教育課長 本件について、狛江市後援等の名義使用承認事務取扱要領の一部が改正されることに合わせ、本要綱についても同様に改正するものです。

改正の内容は、狛江市教育委員会の後援名義等使用について、承認決定を受けた事業の内容を変更又は中止する際の申請等について規定を追加するほか、事業完了後の実績報告の提出について明記するものです。本改正に伴い、様式についても、第1号様式から第4号様式までを文言整理等の改正を行うとともに、第4号様式は第7号様式とし、第4号様式から第6号様式までを新規に追加しています。

また、教育委員会ではこれまで申請から承認までの期日が設定されていなかったものを、狛江市後援等の名義使用承認事務取扱要領に合わせ、14日以内と明記しています。

なお、本要綱については、事前周知を図るため、令和7年9月1日から施行します。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（3）議案第44号「狛江市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱の一部を改正する要綱」について、賛成の方の挙手を求めます。

〈賛成者：挙手〉

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件（3）議案第44号は「可決」されたので、承認します。

次に、付議案件（4）議案第45号「令和8年度狛江市立学校使用特別支援学級用図書の採択について」、審議します。

本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、令和8年度に使用する狛江市立学校の特別支援学級用図書を採択するものです。詳細は、指導室長より説明します。

指導室長 狛江市立学校特別支援学級用図書について、狛江市立小学校及び中学校教科書採択に関する実施要綱第9条の規定に基づき、特別支援学級設置校の校長から、「狛江市立学校特別支援学級調査資料」のとおり、教育委員会に報告されています。

特別支援学級で使用する教科書は、原則として、本市で採択している検定教科書、又は、文部科学省著作教科書を使用することとなります。ただし、教科により当該学年の検定教科書、又は、文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合は、これらに替わる適切な一般図書等を使用することができることとされています。

資料には、通常の学級において使用する検定教科書以外のものを使用する場合の、一般図書等を記載しています。なお、当該学年ではなく、下学年の検定教科書を使用する場合も同じく記載しています。資料に記載されている一般図書等は、東京都教育委員会の特別支援教育教科書調査研究資料等を参考に、各特別支援学級設置校が十分に調査研究し、児童・生徒の教科の主たる教材としての内容を備えた教育上適切なものと判断したものです。

なお、狛江第一小学校に設置されている知的障がい学級においては、通常の学級と同一の検定教科書を使用するため、資料はありません。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。

斉藤委員 特別支援学校で使用する教科書の採択について、東京都教育委員会は採択の方針について、答申を行っています。狛江市は今回の特別支援学級用の教科書を選定するに当たって、円滑な教科書の採択について留意した点を具体的に教えてください。

指導室長 教科書採択の公正確保については、令和7年3月27日文部科学省より、令和8年度使用教科書の採択事務処理についての通知に基づき、事務処理を行っています。同通知の1（2）特別支援学校の小・中学部用教科書の採択のただし書きにより、同通知の1（4）学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択についてに沿って、選定しました。なお、同通知の2（4）教科書採択に関する情報の公表についてにあるとおり、採択した理由については、採択2か月後を目途に速やかに公表します。

教育長 他に質問等、何かありますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（4）議案第45号「令和8年度狛江市立学校使用特別支援学級用図書の採択について」、賛成の方の挙手を求めます。

〈賛成者：挙手〉

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件（4）議案第45号は「可決」されたので、承認します。

次に、事務報告1「給特法等の一部を改正する法律について」、報告を求めます。

指導室長 本件は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」いわゆる給特法が令和7年6月11日に参議院本会議にて可決され、成立したことを踏まえ、報告します。

本法律は、令和8年4月1日より施行されますが、第8条第1項において、「教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会がサービスを監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画（以下「業務量管理・健康確保措置

実施計画」という)を定めるものとする。」と明記されています。これに伴い、東京都教育委員会より示される「業務量管理・健康確保措置実施計画」を基に、令和7年度中に狛江市教育委員会においても計画策定を行い、令和8年度に公表します。その後、毎年度、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の実施状況の公表とともに、総合教育会議への報告をします。また、各学校における働き方改革の実行支援を行ってまいります。

教育長 次に、事務報告2「狛江市立中央図書館臨時窓口の臨時休館について」、報告を求めます。

図書館長 11月1日オープン予定のこまねみライブラリーの開設準備と図書整理のため、中央図書館臨時窓口を臨時休館します。期間は令和7年10月1日(水)から10月31日(金)までの1か月間です。なお、9月30日は火曜日のため、通常の休館となります。臨時休館に伴い、9月14日(日)以降の貸出期間については、通常の休館日を除いた2週間に加え、臨時休館期間の31日間を延長します。

教育長 それでは、事務報告に対する質疑・意見を伺います。

佐伯委員 事務報告1「給特法等の一部を改正する法律について」、実行プランに、既に今年度「業務量管理・健康確保措置実施計画の策定」との記載があります。国の示す雛形や東京都の実施計画を踏まえて、狛江市として実施計画を策定するためには、かなりタイトなスケジュールになるのではないかと心配しています。現時点で、具体的に策定プロセスについて検討していることがあれば教えてください。

指導室長 御心配いただいているとおり、非常にタイトなスケジュールで進めなければならぬと認識しています。本実施計画には、業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標や、業務量管理・健康確保措置の内容、実施に関して必要な事項を表記することとなります。文部科学省より、詳細な留意事項が示され、これに伴い東京都教育委員会が実施計画を策定します。文部科学省が示す留意事項や東京都の実施計画を参酌し、策定してまいります。また、令和8年度での予算措置が必要な事項も想定されます。予算編成を通じて市長部局とも連携して対応してまいります。今年度中の実施計画の策定ですので、令和8年3月末までに教育委員会で審議できるよう進めてまいります。

佐伯委員 そうは言ってもかなり厳しいスケジュールになると思います。その都度、教育委員会の方に報告していただき、前向きな検討をしていく必要があると思います。この計画は、元は教員を取り巻く環境整備の強化という大前提に基づき、その一環として、教員の時間外在校時間の縮減があります。狛江市の実態を踏まえた実施計画を策定していただくこと、そして、スケジュールにもあるとおり教育委員会の役割として所管の学校における働き方改革の実行を支援していただくことを期待しています。特に、実施計画を策定した後、実行支援の部分は非常に大事に

なってきます。難しい部分ではありますが、狛江市の様々な現場の実態を踏まえた具体的な実行支援を進める必要があると改めて確認しました。

小川委員 事務報告2「狛江市立中央図書館臨時窓口の臨時休館について」、臨時休館の期間については資料に記載されていますが、臨時休館中の貸出冊数についてはどのようなになっているか教えてください。

図書館長 貸出冊数については、平常通り、中央図書館で10冊、市内全域で20冊という設定をしています。貸出冊数については、その状況を踏襲する予定です。

小川委員 そのように設定した理由もあれば教えてください。

図書館長 今回の臨時休館の目的は、11月1日付けでオープン予定をしているこまえみライブラリーの開設準備及び図書整理になります。これはこれまでの狛江市立中央図書館の開架状況と大きく変わることになります。これまでは1か所での開架でしたが、ここで初めて2か所での開架になります。また、こまえみライブラリーは主に児童図書を開架する場所であり、現在、開設している臨時窓口は一般図書での開架です。そのため、この1か月間の中でかなり難しい対応を行わなければならないという状況です。このため、今回の貸出冊数については、平時を踏襲しながらも、貸出期間については、延長をしました。

教育長 他にその他連絡事項はありますか。

公民館長 7月12日(土)・16日(水)の2回に渡って説明会を行い、1回目48人(48団体)、2回目71人(67団体)の方に参加いただきました。

説明会では、市民センターのリニューアルオープンや、施設予約の運用の整理、団体登録要件の整理について説明をさせていただき、質疑応答の時間を設けました。

質疑応答では、中央公民館の貸出室の仕様や定員、新施設予約システムへの団体登録等の事前準備やサポート体制、特別申請制度の運用の仕方、今後導入予定のホームグラウンド制度への対応、公民館以外の施設の予約に関することなどの質問をいただきました。また、調整会の再開や新中央公民館の利用団体用の収納スペースのこと、利用者と職員の日常的な意見交換のことなどについて、御意見をいただきました。

なお、質疑応答を通じて、抽選予約申請の2か月前への変更等の施設予約の運用の整理や、団体登録要件の整理、新施設予約システムの先行導入等について、一定の御理解をいただいたと考えています。

今後も、利用団体や利用者の方に安心して公民館を利用していただけるよう、引き続き丁寧に対応していきたいと考えています。

教育長 本件について、質問等、何かありますか。

小川委員 説明会では、一定の御理解をいただいたとのことで良かったです。議会の一般質問等を踏まえて、抽選予約申請の2か月前への変更に合わせて、特別申請の拡充という形を取って対応しましたが、反対意見等はなかったのでしょうか。

公民館長 施設予約の運用の整理について、一部の方から市民の声が十分に反映されないまま説明会で決定事項として伝えられているといった御意見や、市として決定した経緯について御質問がありました。また、説明会以外の場でも多くの団体の方と話をさせていただいており、公民館としては、いただいた様々な意見を受け止め、今後の参考にしたいと考えています。

小川委員 説明会以外の場でも話をしてくださっているということで、今後も継続的に市民の方々の意見に耳を傾けて、理解していただけるように努めていきたいと思えます。

教育長 他になれば、以上をもちまして、令和7年狛江市教育委員会第8回定例会を閉会します。